

# 陳 述 書

平成29年 11 月 日

氏名 山下正寿 ⑨

1. 被告第 1 準備書面での、「海上保安庁の告示で事前周知」との主張に反論します。

(1). 被告は、海上保安庁は昭和 28 年 10 月 10 日、(航)第 40 号の告示を官報に掲載し、ビキニ環礁付近の海域への立ち入り禁止を告示したと主張し、また昭和 29 年 3 月 27 日にも官報でビキニ海域は、兵器の実験のため非常に危険であるとの告示をする等、本件核実験が行われる以前から漁船等に周知していたと主張しています。

(2). しかし、官報の告示を見る船員は稀であり、船員に周知させるためには、マグロ漁船の拠点基地の関係機関に直接核実験の危険性を説明し、無線を通じで漁船に徹底することが不可欠です。

しかも、昭和 28 年 10 月 10 日の告示は、核実験の約 5 ヶ月前であり、また 3 月 27 日の官報は、2 回目の核実験の当日であり、しかも 3 月 16 日には、第 5 福竜丸の被ばくが明らかになっています。全く、船員への避難周知になっていません。

従って、被告の事前周知の主張は、全くその実がありません。

事実、マグロ漁船の代表的基地三崎港での、船員への情報通知のための日刊「三崎港報」にすら、前記の官報の危険は掲載されていませんでした。

2. 被告が主張する指定 5 港での検査について、反論します。

第 5 福竜丸、第 8 順光丸等の、原告乗船の乗組員は、「ガイガー計数機の針が振り切れた」「手袋で 1200、シャツで 700」「頭から 250 カウントの反応」等と証言しています。しかし、東京都衛生局の報告では、船体と魚類の放射能検知記録はされていますが、人の放射能検知記録はありません。

しかし、今回開示されたビキニ被災記録には、第 8 順光丸、第 2 幸成丸、第 7 大丸等の、原告らの被災船員記録がありました。

放射能検知記録の原簿に記載されていた船員の被災記録が、意図的に

消されていたこととなります。

3. 被告の「第 5 福竜丸以外の船員についても、船員保険の適用」との主張に反論します。

(1). 神通丸と同様、リン鉱石運送のため、ビキニ海域を通った弥彦丸の乗組員の船員保険申請は却下されました(甲 1 号証 P193 以下参)。

この船では、帰港後重症の 12 人が、岡山県の三井病院に入院、その内白血球数が 3000~4000 の患者 6 名が、岡山大附属病院に転院し、血液・骨髄の精密検査により、「放射性物質による白血球減少の疑いあり」との診断が出ています。しかも、同乗組員で、核被災が原因と思われる死者が続出しています(甲 1 号証 P197)。しかし、船員保険の適用は受けられませんでした。

例えば、入院 6 名のうちの 1 人、平三義さんは、以後も郷里の長崎で通院治療を続けていましたが、船員保険での治療は打ち切られ、原爆被爆者手帳の申請も却下されました。

その他、第 13 光栄丸も同様の状況でした。

このように、被告の船員保険の適用で救済との主張は、全く実体のないものです。

以上のとおり、被告の被災隠し、違法な不作為は明らかです。